

第409回南国市議会定例会会議録

第5日 令和元年9月13日 金曜日

出席議員

| | |
|-----------|-----------|
| 1番 神崎隆代 | 2番 植田豊 |
| 3番 浜田憲雄 | 4番 山中良成 |
| 5番 岩松永治 | 6番 西川潔 |
| 7番 土居恒夫 | 9番 有沢芳郎 |
| 10番 中山研心 | 11番 前田学浩 |
| 12番 村田敦子 | 13番 岡崎純男 |
| 14番 小笠原治幸 | 15番 野村新作 |
| 16番 浜田和子 | 17番 浜田勉 |
| 18番 土居篤男 | 19番 福田佐和子 |
| 20番 西岡照夫 | 21番 今西忠良 |

＊

欠席議員

8番 高木正平

＊

出席要求による出席者

| | |
|-----------------|---------------|
| 市長 平山耕三 | 副市長 村田功 |
| 参事兼総務課長 西山明彦 | 参事兼財政課長 渡部靖 |
| 参事兼企画課長 松木和哉 | 情報政策課長 原康司 |
| 危機管理課長 山田恭輔 | 税務課長 高野正和 |
| 市民課長 崎山雅子 | 子育て支援課長 溝渕浩芳 |
| 長寿支援課長 島本佳枝 | 保健福祉センター長 土橋愛 |
| 環境課長 谷合成章 | 農林水産課長 古田修章 |
| 農地整備課長 田所卓也 | 商工観光課長 長野洋高 |
| 建設課長 西川博由 | 地籍調査課長 横山聖二 |
| 都市整備課長 若枝実 | 上下水道局長 橋詰徳幸 |
| 会計管理者兼会計課長 秋田節夫 | 福祉事務所長 池本滋郎 |

| | | | |
|-------------|---------|---------------------|---------|
| 教 育 長 | 竹 内 信 人 | 教 育 次 長 兼 長 課 員 | 伊 藤 和 幸 |
| 生 涯 学 習 課 長 | 中 村 俊 一 | 学 校 教 育 管 理 委 員 会 長 | 高 橋 元 和 |
| 監 査 委 員 長 | 天 羽 庸 泰 | 事 務 局 長 | 弘 田 明 平 |
| 消 防 長 | 小 松 和 英 | 農 業 委 員 会 長 | |

議会事務局職員出席者

| | | | |
|---------|---------|-----|---------|
| 事 務 局 長 | 公 文 知 子 | 次 長 | 野 口 裕 介 |
| 書 記 | 門 脇 智 哉 | | |

議事日程

令和元年9月13日 金曜日 午前10時開議

- 第1 議案第1号 平成30年度南国市一般会計歳入歳出決算
- 第2 議案第2号 平成30年度南国市住宅新築資金等貸付事業特別会計歳入歳出決算
- 第3 議案第3号 平成30年度南国市土地取得事業特別会計歳入歳出決算
- 第4 議案第4号 平成30年度南国市農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算
- 第5 議案第5号 平成30年度南国市国民健康保険特別会計歳入歳出決算
- 第6 議案第6号 平成30年度南国市介護保険特別会計歳入歳出決算
- 第7 議案第7号 平成30年度南国市企業団地造成事業特別会計歳入歳出決算
- 第8 議案第8号 平成30年度南国市後期高齢者医療保険特別会計歳入歳出決算
- 第9 議案第9号 平成30年度南国市水道事業会計決算の認定について
- 第10 議案第10号 平成30年度南国市下水道事業会計決算の認定について
- 第11 議案第11号 令和元年度南国市一般会計補正予算
- 第12 議案第12号 令和元年度南国市国民健康保険特別会計補正予算
- 第13 議案第13号 令和元年度南国市介護保険特別会計補正予算
- 第14 議案第14号 南国市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例
- 第15 議案第15号 南国市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例
- 第16 議案第16号 南国市立保育所の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例

- 第17 議案第17号 南国市子ども・子育て支援法に係る過料に関する条例の一部を改正する条例
- 第18 議案第18号 南国市印鑑条例の一部を改正する条例
- 第19 議案第19号 南国市火災予防条例の一部を改正する条例
- 第20 議案第20号 南国市消防手数料徴収条例の一部を改正する条例
- 第21 議案第21号 成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例
- 第22 議案第22号 南国市水道給水条例の一部を改正する条例
- 第23 議案第23号 市道の認定について
- 第24 議案第24号 南国市農業委員会の委員の任命の同意について
- 第25 議案第25号 南国市農業委員会の委員の任命の同意について
- 第26 議案第26号 南国市農業委員会の委員の任命の同意について
- 第27 議案第27号 南国市農業委員会の委員の任命の同意について
- 第28 議案第28号 南国市農業委員会の委員の任命の同意について
- 第29 議案第29号 南国市農業委員会の委員の任命の同意について
- 第30 議案第30号 南国市農業委員会の委員の任命の同意について
- 第31 議案第31号 南国市農業委員会の委員の任命の同意について
- 第32 議案第32号 南国市農業委員会の委員の任命の同意について
- 第33 議案第33号 南国市農業委員会の委員の任命の同意について
- 第34 議案第34号 南国市農業委員会の委員の任命の同意について
- 第35 議案第35号 南国市農業委員会の委員の任命の同意について
- 第36 議案第36号 南国市農業委員会の委員の任命の同意について
- 第37 議案第37号 南国市農業委員会の委員の任命の同意について
- 第38 議案第38号 南国市農業委員会の委員の任命の同意について
- 第39 議案第39号 南国市農業委員会の委員の任命の同意について
- 第40 議案第40号 南国市農業委員会の委員の任命の同意について
- 第41 議案第41号 南国市農業委員会の委員の任命の同意について
- 第42 議案第42号 南国市農業委員会の委員の任命の同意について
- 第43 報告第1号 平成30年度健全化判断比率の報告について
- 第44 報告第2号 平成30年度資金不足比率の報告について

第45 報告第3号 損害賠償の専決処分の報告について

第46 報告第4号 損害賠償の専決処分の報告について

第47 報告第5号 市営住宅家賃支払請求訴訟の提起の専決処分の報告について

—————*—————

本日の会議に付した事件

日程第1より日程第47まで

—————*—————

午前10時 開議

○議長（岡崎純男） これより本日の会議を開きます。

—————*—————

議案第1号から議案第42号まで、報告第1号から報告第5号まで

○議長（岡崎純男） この際、議案第1号から議案第42号まで及び報告第1号から報告第5号まで、以上47件を一括議題といたします。

これより質疑に入ります。

議案第1号の質疑を許します。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（岡崎純男） 議案第1号の質疑を終結いたします。

議案第2号の質疑を許します。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（岡崎純男） 議案第2号の質疑を終結いたします。

議案第3号の質疑を許します。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（岡崎純男） 議案第3号の質疑を終結いたします。

議案第4号の質疑を許します。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（岡崎純男） 議案第4号の質疑を終結いたします。

議案第5号の質疑を許します。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（岡崎純男） 議案第5号の質疑を終結いたします。

議案第6号の質疑を許します。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（岡崎純男） 議案第6号の質疑を終結いたします。

議案第7号の質疑を許します。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（岡崎純男） 議案第7号の質疑を終結いたします。

議案第8号の質疑を許します。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（岡崎純男） 議案第8号の質疑を終結いたします。

議案第9号の質疑を許します。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（岡崎純男） 議案第9号の質疑を終結いたします。

議案第10号の質疑を許します。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（岡崎純男） 議案第10号の質疑を終結いたします。

議案第11号の質疑を許します。質疑の通告がありますので、発言を許します。17番浜田勉議員。

〔17番 浜田 勉議員発言席〕

○17番（浜田 勉） おはようございます。

私は、第11号議案の中における、いわゆる窓口業務の民営化というふうに受けとめたこの市の取り組みに対して、私自身の最終議会という中で、このことを容認する、あるいは追認をするということは許されないことだというふうに思いながら質問をさせていただきます。

窓口業務の民営化、これはどういう根拠、どういう基準で民営化にされるのかということがあります。これは、何のことはない安上がり最大のセールスポイントとなり、入札で安価コースが契約されるというふうになるでしょう。職員の差別化、公務員不要論の展開ですか。しまいには、南国市の職員に公務員は何人おればいいんですかというふうなことまで言わざるを得ないような深刻なこととして私は受けとめたいと思っております。

これは、公務員の低賃金化へのスケジュール、言うならば、高知県が全国1位低賃金ということ、これをさらに下げていくというふうなことになり、南国市における市民生活の困窮化というのをさらに広げるといふ条件、つまり低賃金化の安定コースというふうなことになるわけでありまして、これは私はやはり許されないではないかというのが質問の根拠であります。

お答えを求めます。

○議長（岡崎純男） 答弁を求めます。市民課長。

〔崎山雅子市民課長登壇〕

○市民課長（崎山雅子） おはようございます。

浜田議員の窓口業務の民営化についてお答えいたします。

南国市役所の窓口業務を民営化するということが賃金の低下、非正規雇用につながるのではないかとございまして、民間委託をすることが非正規雇用につながるということは考えておりません。民間では、働いている方に対しては労働に見合う対価が支払われていると考えております。今回の民間委託につきましても、人員配置計画に比べ明らかに低い金額での提案があった場合は、十分に確認させていただくことになります。以上でございます。

○議長（岡崎純男） 浜田勉議員。

○17番（浜田 勉） 実は、非正規の問題っていうのは、厚生労働省が非正規という言葉は使わない、使ってはならないという内部通達を出して、これはまずいというふうにすり抜けようとしたのがほんの最近の出来事で、これは皆さんも知ってのとおりです。この実態は、第2次世界大戦のときにおけるいわゆる大本營の発表、陸軍の発表は敗戦での退却を指して転進という言葉ですり抜けようとした、あげくの果てが、玉砕を褒めちぎる玉砕賛美ということで戦死者をどんどんつくっていったという苦い教訓が、言葉のあやという形では済まされない内容です。

私は、この非正規という実態を固定化する、そして職員の身分差別化、あるいは職場における民主主義を妨害するような壁をつくるという根拠にされてはたまりません。私は、職員が本当に心地よく楽しくその職場で働き、そして市民生活に献身できる、そういうふうな人間的な触れ合い、これを保証できるような環境をつくらなければならないと思っております。

そういう点で、では予測されるそういうふうなことに対する考え方、あるいはそういうことに対してはどういうふうに対処していこうとしているのか、そこらあたり私はちょっと疑問に思いますので、つけ加えて質問とさせていただきます。

○議長（岡崎純男） 答弁を求めます。市民課長。

○市民課長（崎山雅子） 浜田議員の2問目にお答えいたします。

浜田議員がおっしゃいましたとおり、職員につきましては、市民生活の向上に力を尽くせるような適正な配置が求められております。限られた職員の中、市全体で最適な配置をしていくものと考えます。今回の窓口業務の委託につきましては、その中で考えているものでござい

す。以上でございます。

○議長（岡崎純男） 総務課長。

○参事兼総務課長（西山明彦） 今回の窓口業務の委託でございますけれども、浜田議員の言われる非正規という言葉は使われないということですが、あくまでも民間活力の導入ということで、民間の方には専門性もございますので、そういった面もあるというふうに認識しております。

○議長（岡崎純男） 浜田勉議員。

○17番（浜田 勉） 言葉では民間活力の導入と、これは確かに否定するものではありません。ただ、公務員の持っている役割そして身分の保障、このことが、いわゆる市民への献身、あるいは市民と一緒に進めていく行政のあり方、これの実践的な指導者というふうにならないのであればならないのは職員です。これは公務員という形の中で保障され、そしてそれがあってこそ行政が市民から愛される、そういうことになるのではないかと考えております。

私は、非正規雇用という言葉を使うなというふうな今の政治の上層部、こういうふうな考え方ができるように、労働者に対する差別化、選別化をもって、労働者が本当に職場を愛してやってくれる、そういうようなことについては大きな危惧を抱きます。ただ、今、市民課長や総務課長からは、それは間違いありませんよというふうなお話でございますが、私は市長にそのことについてまとめて、いやそういうことはありませんよ、こうですよということを一言述べていただきたいと思っております。

○議長（岡崎純男） 市長。

○市長（平山耕三） 今回の窓口の民営委託と申しますのは、やはりその事務につきましてのサービスの向上ということが非常に求められているところではないかと思っております。プロにそちらの従事をしていただくということはサービスの向上につながりますし、今回の債務負担行為につきましても、金額については一定相応の金額の債務負担行為になっていると私は思っております。以上でございます。

○17番（浜田 勉） 4問目はだめということですので、歯がゆい思いをしながら、ありがとうございました。

○議長（岡崎純男） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（岡崎純男） 議案第11号の質疑を終結いたします。

議案第12号の質疑を許します。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（岡崎純男） 議案第12号の質疑を終結いたします。
議案第13号の質疑を許します。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（岡崎純男） 議案第13号の質疑を終結いたします。
議案第14号の質疑を許します。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（岡崎純男） 議案第14号の質疑を終結いたします。
議案第15号の質疑を許します。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（岡崎純男） 議案第15号の質疑を終結いたします。
議案第16号の質疑を許します。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（岡崎純男） 議案第16号の質疑を終結いたします。
議案第17号の質疑を許します。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（岡崎純男） 議案第17号の質疑を終結いたします。
議案第18号の質疑を許します。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（岡崎純男） 議案第18号の質疑を終結いたします。
議案第19号の質疑を許します。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（岡崎純男） 議案第19号の質疑を終結いたします。
議案第20号の質疑を許します。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（岡崎純男） 議案第20号の質疑を終結いたします。
議案第21号の質疑を許します。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（岡崎純男） 議案第21号の質疑を終結いたします。
議案第22号の質疑を許します。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（岡崎純男） 議案第22号の質疑を終結いたします。

議案第23号の質疑を許します。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（岡崎純男） 議案第23号の質疑を終結いたします。

議案第24号から議案第42号までの19件は関連がありますので、一括質疑を許します。質疑の通告がありますので、発言を許します。17番浜田勉議員。

〔17番 浜田 勉議員発言席〕

○17番（浜田 勉） 農業委員の任命についてお尋ねをしたいと思います。

農業委員は、準公務員としての役割、その中で南国市の農業について専門的な舞台の中でどのように市民生活全体を引き上げる、その中で農業の役割を実行していくのかということが問われていると思っております。

この任命制が入るまでの間、つまり昔は公選制でありました。公選制というのはおもしろいもので、個性豊かな独創性のあるロマンチストが、競って選挙に打って出してみずからの主張を述べ、そして堂々と農業政策を語る、そういうふうな雰囲気がつくり出されておりました。

そんな中で、農業委員会は、広く知識を求め、海外まで勉強しに行こうというふうなこともやっていたことがあります。最初に集落農業、日本では、まだ集落農業という言葉が余り普及していませんでした。これを韓国でソウル市内で300ヘクタールくらいの農地を持っている集落農業、これを見学をさしていただいたのが第1回目で、2回目は中国の青島、この巨大市場を見るというふうなこと。3回目はハノイ大学で、ベトナムの農業の到達点、あるいはここでは初めて国際交流という舞台を経験をいたしました。その中で、このハノイ大学では遺伝子組み換え、あるいは現地での農家への調査で農業の実態などを把握し、我々が今まで考えていなかったような視点をこの3つの海外研修でつかむことができました。そのように、みずからの主張を補完するというような点で、一生懸命農業委員会がそういうみずからの研さんに努めたということ振り返ってみることができます。

その後、公選制に対する、言えば公選であると街頭へ打って出ないかんし、それからいろいろ面倒くさいなんていうふうなことを含みながら、だんだんと競争性がなくなり安穩を求める状況がつくられ、追い打ちをかけたのがいわゆる任命制。任命制っていうのは、皆さんも御存じのとおり、任地に赴任するに使われたように、時の支配者による部下の派遣、統治能力、その任命権者に応えるものとしてつくられた制度であることは間違いありません。

その点でお尋ねをいたします。私は、少なくとも農業委員は、農業を語り政策を論じなければならぬと思っております。自分の意見を持たなければならぬと思っております。では、今回出された19名の委員さん、もちろんその点では十分であろうというふうに理解はできますけれども。任命するに当たって、ほ場整備について、今南国市の農業をめぐっては一番最大級のテーマが国営ほ場整備の実現、今各ほ場整備の推進委員会では土地改良法の3条の実践、そして財産の処理の問題等について、これから農家を一軒一軒回って、それで押印をいただき納得していただいて、来年の4月からの本同意に向かって取り組みを強めております。そのように、農業についての取り組みは具体的に進んでおります。だからこそ、農業委員一人一人が、そのことについて積極的に対応していただければなりません。

その点で、農業委員に推薦、任命しようとしたこの人たちは、ほ場整備について、どういう見識あるいはどういう態度を持っておられるのかというふうに聞きたいと思っております。なぜなら、農業委員会で、ほ場整備について見方、考え方が大きく違っている人がいると言わなければなりません。議会の中でも全員が賛成なんていうふうには思っておりませんが。そういうふうなことから見て、農業委員は、少なくとも農業政策の南国の基本になっていることについて、どのような見識、どのような態度を持っているのかということをつかんでおれば、お話しください。つかんでいないとしたら、なぜそのことが抜かりましたかをお尋ねいたします。

○議長（岡崎純男） 答弁を求めます。農林水産課長。

〔古田修章農林水産課長登壇〕

○農林水産課長（古田修章） 浜田勉議員の御質問にお答えいたします。

農業委員が農業、農政について十分語れる、そういうことが大切だということでございます。また、国営のほ場整備についてどのようなかわりをされてるかということでございますが、農業委員会委員の任命の要件といたしまして、その中に、農業に関する識見を有し、農業委員会の所掌事務に関し職務を適切に行うことができるということ、また認定農業者が定数の過半数という要件がございます。その農業に関する識見を有し、農業委員会の所掌事務に関し職務を適切に行うことができるということと、認定農業者が定数の過半数とするという任命の要件がありますので、これは地域の農業をリードする担い手が確実に選出されるための方策として決められた要件ということになっておりますので、これを満たせる方であれば、農政についてはもちろん、農地等の利用の最適化の推進というところについても取り組んでいただけたらと考えております。

また、国営ほ場整備事業の推進につきましては、現在でも農業委員会の最重要課題だと位置

づけて取り組んでいただいております。農業委員の必須業務である農地等の利用の最適化の推進は、ほ場整備の目的とも重なるところでありますので、農業委員に任命された方々には、浜田議員言われたように、ぜひ積極的な御協力をお願いしたいと考えております。しかしながら、農業委員の選考基準につきましては、ほ場整備に対する考え方だけで選考されたものではなく、委員として必要なほかの資質につきまして評価の項目を考慮いたしまして選定をしておりますので、その点を御理解いただきたいと思います。以上でございます。

○議長（岡崎純男） 浜田勉議員。

○17番（浜田 勉） 今、課長のほうからお答えをいただきました。

もちろん、ほ場整備をもって基準の最高に持ってくるというふうなちやちな考えは持っておりません。ただ、南国市の今最たる農業政策の遂行、これはほ場整備を抜きにして農業というのはあり得ないというのが南国市の方針でありまして、農業委員会もそういう点では積極的に対応していくべきものであります。ある面では、私は決定的な1つの捉まえ方であったらうというふうに思っておりましたが、ただこれを全てを代表するというふうな言葉では思っておりません。そのことはつけ加えておきます。

ただ、今課長からお答えいただきましたように、農業委員会がどのような役割を果たしているかというようなこと、これはもうここで述べる必要はありませんけれども、農業委員会の委員一人一人が地域の農業の実践者、あるいは地域のそういうふうな役割を持っておれる人ということではなければ困るわけで、だから私は、ほ場整備については先ほど触れましたが、3条問題と財産の分与の問題について、今、家庭の秘密事項まで踏み込みながら農家の皆さんに納得してもらい、そういうふうな取り組みをしております。

だから、そういうふうな点から見ても、農業委員がそのことに積極的に参加していくというふうなことをしなければならない。だが、あの名簿を見てみると、19名の中に存じ知らぬ、そんなこと関係ないよとは言いませんけれども、それに近いような人もいないわけではありません。

だが、一括審議でありますので、そのことについてどうこうは触れませんが、そのようなことを考えたときに、今後農業政策を進めるに当たって、農業委員会の役割、このことについて市長は任命権者としてどのようにお考えを持って任命をするということに至ったのか、お答えをいただければ幸いです。

○議長（岡崎純男） 市長。

○市長（平山耕三） 今回の任命につきましては、それぞれ先ほど農林水産課長も申したとおり、4つの要件があるということで、その4つの要件をどのように満たしているかということ

を評価する委員会で審査したということでございます。そういったことで選考された方々でございますので、ほ場整備が全てってということで選考されたものではないということは御理解いただきたい。ただ、農業委員会の施策としまして、農地の効率的な利用、最適な利用っていうのはもちろん進めるべき義務でございますので、その思いについては皆さん共通に持っていたいただきたいとも思っておりますし、それについての御協力はしていただきたいと思っております。以上でございます。

○議長（岡崎純男） 浜田勉議員。

○17番（浜田 勉） ありがとうございます。

ごめんなさい、一言抜かっておりました。これで私の今議会における最終の質問は終わらせていただきます。ありがとうございます。

○議長（岡崎純男） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（岡崎純男） 議案第24号から議案第42号までの質疑を終結いたします。

報告第1号の質疑を許します。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（岡崎純男） 報告第1号の質疑を終結いたします。

報告第2号の質疑を許します。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（岡崎純男） 報告第2号の質疑を終結いたします。

報告第3号の質疑を許します。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（岡崎純男） 報告第3号の質疑を終結いたします。

報告第4号の質疑を許します。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（岡崎純男） 報告第4号の質疑を終結いたします。

報告第5号の質疑を許します。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（岡崎純男） 報告第5号の質疑を終結いたします。

これにて議案及び報告に対する質疑を終結いたします。

＊

○議長（岡崎純男） お諮りいたします。ただいま議題となっております議案第24号から議案第42号まで、以上19件は、会議規則第37条第2項の規定により委員会付託を省略いたしたいと思っております。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（岡崎純男） 御異議なしと認めます。よって、さよう決しました。

—————*—————

○議長（岡崎純男） これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（岡崎純男） 討論を終結いたします。

—————*—————

○議長（岡崎純男） これより採決に入ります。

議案第24号から議案第42号まで、以上19件を一括採決いたします。以上19件はこれに同意することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（岡崎純男） 御異議なしと認めます。よって、議案第24号から議案第42号まで、以上19件は同意することに決しました。

なお、報告第1号から報告第5号まで、以上5件は議決の対象となりませんので、念のため申し上げます。

—————*—————

議 案 の 委 員 会 付 託

○議長（岡崎純男） ただいま議題となっております議案第1号から議案第23号まで、以上23件はお手元に配付してあります議案付託表のとおり、それぞれの所管の常任委員会に付託いたします。

—————*—————

議 案 付 託 表

総務常任委員会

議案第1号 平成30年度南国市一般会計歳入歳出決算

議案第3号 平成30年度南国市土地取得事業特別会計歳入歳出決算

議案第11号 令和元年度南国市一般会計補正予算

第1条歳入歳出予算の補正

歳入の部

歳出第2款総務費 第9款消防費

第2条繰越明許費の補正

第3条債務負担行為の補正

第4条地方債の補正

議案第19号 南国市火災予防条例の一部を改正する条例

議案第20号 南国市消防手数料徴収条例の一部を改正する条例

議案第21号 成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例

産業建設常任委員会

議案第2号 平成30年度南国市住宅新築資金等貸付事業特別会計歳入歳出決算

議案第4号 平成30年度南国市農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算

議案第7号 平成30年度南国市企業団地造成事業特別会計歳入歳出決算

議案第9号 平成30年度南国市水道事業会計決算の認定について

議案第10号 平成30年度南国市下水道事業会計決算の認定について

議案第11号 令和元年度南国市一般会計補正予算

第1条歳入歳出予算の補正

歳出第6款農林水産業費 第7款商工費 第8款土木費

第11款災害復旧費

議案第22号 南国市水道給水条例の一部を改正する条例

議案第23号 市道の認定について

教育民生常任委員会

議案第5号 平成30年度南国市国民健康保険特別会計歳入歳出決算

議案第6号 平成30年度南国市介護保険特別会計歳入歳出決算

議案第8号 平成30年度南国市後期高齢者医療保険特別会計歳入歳出決算

議案第11号 令和元年度南国市一般会計補正予算

第1条歳入歳出予算の補正

歳出第3款民生費 第4款衛生費 第10款教育費

- 議案第12号 令和元年度南国市国民健康保険特別会計補正予算
- 議案第13号 令和元年度南国市介護保険特別会計補正予算
- 議案第14号 南国市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例
- 議案第15号 南国市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例
- 議案第16号 南国市立保育所の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例
- 議案第17号 南国市子ども・子育て支援法に係る過料に関する条例の一部を改正する条例
- 議案第18号 南国市印鑑条例の一部を改正する条例

— * —

請 願 の 委 員 会 付 託

○議長（岡崎純男） 今期定例会で受理いたしました請願は、お手元へ配付してあります請願文書表のとおり、所管の常任委員会に付託いたします。

★★（「請願文書表」データ挿入）

—————*—————

○議長（岡崎純男） これにて本日の日程は全部終了いたしました。

—————*—————

○議長（岡崎純男） お諮りいたします。明14日から19日までの6日間は委員会審査等のため休会し、9月20日に会議を開きたいと思えます。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（岡崎純男） 御異議なしと認めます。よって、さよう決しました。

9月20日の議事日程は、議案等の審議であります。開議時刻は午前10時、本日はこれにて散会いたします。

御苦労さまでした。

午前10時32分 散会